

## 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の論点について （治水部会、環境・利用部会）

本資料は、前回部会で出された意見、これまでに委員から寄せられた論点案、意見を踏まえ、部会長等が部会での検討の論点案をとりまとめたものです。

### <目次>

1. 治水部会の論点	2
2. 環境・利用部会の論点	3
(1) 今後の予定と検討班の議論対象について	3
(2) 自然環境班の論点	4
(3) 水質班の論点	6
(4) 利用班の論点	8

### ◆参考：今後の進め方について（4/21以降の内容については4/21委員会にて決定予定）

- ・当初予定されていたテーマ部会の進め方が変更されます。  
（3/27委員会にて、委員長より、「説明資料（第1稿）」のダム部分について具体的な内容が記された資料が4/21の委員会にて提出される予定であるため、4/21委員会以降、2,3回テーマ部会を開催する必要がある」との発言）
- ・4/21委員会では、テーマ部会から「状況報告」を行う予定です。
- ・4/21以降の進め方は、4/17の運営会議で検討後、4/12委員会にて検討、決定される予定。

4月上旬  
説明資料（第1稿）のダム以外の部分について、下記の点を中心に検討を行う  
・提言の内容（理念、考え方）を踏まえた内容となっているか どのような修正、追加を行えばよいか

4/21 第20回委員会  
・テーマ部会から状況報告を行う

4/21以降（4/17運営会議、4/21委員会での検討により、スケジュール、地域部会との役割分担が決定予定）  
・ダム部分の検討を行い、説明資料（第1稿）についての部会意見を取りまとめる

## 1. 治水部会の論点

### ①提言に示された新たな理念をどう評価するか。

- ・「超過洪水を考慮した治水」をどう評価するか。
- ・「自然環境を考慮した治水」をどう評価するか。
- ・「地域特性に応じた治水安全度の確保」をどう評価するか。
- ・環境・利水・利用を含めた視野で計画を立案・実施しそれを貫こうとする「総合的な視点」が、計画内容のなかにどのように活かされているか。
- ・説明資料の3章の強化。提言の3章を受けて強化する必要がある。現状認識について述べ、具体的な方策が4項目あげられているが、整備の理念については説明不足である。 等

### ②「治水計画のあり方」についての提言をどう評価するか。

- ・「超過洪水を考慮した治水計画」をどう評価するか。
- ・「自然環境を考慮した治水計画」をどう評価するか。
- ・「地域特性に応じた治水安全度の確保」をどう評価するか。
- ・提言の理念の自然環境を考慮した治水計画に対応する内容を4章および5章で記述すべき。
- ・「河道」と「ダム」による対応方法だけではなく、もっと「統合的」な対応方法を含めた総合治水の立場から検討を行うべき。 等

### ③河川管理者が示した整備計画の具体的内容について伺いたい。

- ・提言を受け入れた「新たな計画」あるいは「変更した計画」はなにか。
- ・提言を受け入れられなかった計画はなにか。また、その理由はなにか。
- ・提言の理念の自然環境を考慮した治水計画に対応する内容を4章および5章で記述すべき。
- ・「河道」と「ダム」による対応方法だけではなく、もっと「統合的」な対応方法を含めた総合治水の立場から検討を行うべき。
- ・流出土砂災害対策について。4.3.1洪水について、(2)の浸水被害の軽減の所かあるいは地域特性に応じた治水対策に追加すべき。洪水は言うまでもなく、水、土砂礫、流木の混合物であり、特に山地域においては流出土砂が被害を甚大なものにする。説明資料では何ら触れられていない。 等

## 2. 環境・利用部会の論点

### (1) 今後の予定と検討班の議論対象について

#### <今後の進め方（予定）>

○4/21 委員会まで：第3回（4/10）、第4回（4/17）について

ダム以外の項目について、提言の理念、考え方に沿った内容になっているか、どのように修正、追加すべきか、を検討することを目標とする。

4/10 初めに全体会議：部会長より進め方を説明

大半を検討班：3/27での議論を踏まえて具体的な意見を出し合う（ダム以外の項目について）

4/11～4/16 各リーダーがこれまでの意見内容をとりまとめ

4/17 全体会議：各リーダーのとりまとめをもとに意見交換 4/21 委員会で報告

○4/21 委員会以降について（6/27までの予定）

・4/21に提示されるダムの内容について環境面からの審議を行う。

#### <検討班の議論対象について>

各検討班の主な検討内容案（下線部分は主とする事項）

			全体	自然環境班	水質班	利用班
主な検討事項（説明資料との対応）	2.1 / 4.2 5.2 河川環境 (P5～10)	・河川形状 ・水位 ・水量 ・水質 ・土砂 ・生態系 ・景観 ・生物の生息・生育環境に配慮した工事	検討班まとめをもとに、全項目を検討	・ <u>河川形状</u> ・ <u>水位</u> ・ <u>水量</u> ・土砂 ・生態系 ・景観 ・ <u>生物の生息・生育環境に配慮した工事</u>	・水位 ・水量 ・ <u>水質</u> ・土砂	・河川形状 ・水位 ・水量 ・水質
	2.4 / 4.5 5.5 利用(P23～25)	・水面 ・河川敷 ・舟運		〃		
	2.5 / 4.6 5.6 ダム(P26～27)	・既設ダム ・整備内容	・既設ダム ・整備内容			

## (2) 自然環境班の論点

### 1) 前回の議論を受けて、理念転換の具体的展開に向けての検討

川が川をつくる理念の説明資料の反映の方法

- ・自然回復の考え方（タイムスケジュール等）
- ・野生生物保全のために、「何もしない区域」「立ち入り禁止区域」の設定
- ・生態系の構成要素と機能の保全と回復を行う場所の考え方・対策の内容・具体的な例示
- ・対策の実施の留意点

様々な主体の参画のあり方の検討（自然環境の保全から見た河川レンジャーの役割の具体化、保全・回復における住民参加のあり方）

事前の事業評価と改善のためのフィードバックを行う、という理念の反映方法

### 2) 委員意見等を踏まえた具体的な施策についての議論

#### ①河川環境全体（4. 2. 2）

- ・「自然環境が良好な生態系を極力保存（手を加えない）すると共に、それを参考にして生態系の回復を図る」施策の追加
- ・川からの視点、健全な水循環を施策にどのように反映するか

#### ②河川形状（4. 2. 1、5. 2. 1）

- ・「川が川をつくる、という理念を実現する技術開発」の追加
- ・「水辺移行帯の適正な保全」の追加
- ・変動を許容する十分な河川空間を確保できる施策の追加
- ・遡上阻害物に対する対応として、構造改善に加えて魚類のくみ上げなどソフト対策も含めて検討すべき

#### ③水位（4. 2. 2、5. 2. 2）

- ・琵琶湖についても堰と同様に試験運用とモニタリング及び評価を実施することを明記

#### ④水量（4. 2. 3、5. 2. 3）

#### ⑤水質（4. 2. 4、5. 2. 4）

水質班にて検討

⑥土砂（4. 2. 5、5. 2. 5）

⑦生態系（4. 2. 6、5. 2. 6）

- ・何もしない区域、立ち入り禁止区域の設定
- ・順応的管理の視点を加える
- ・外来種対策として、「外来種が侵入、繁殖しにくい環境の検討」を追加
- ・生態系の機能（水質浄化機能など）を多面的に評価、検討する施策を追加
- ・生物の生息に必要な空間的規模の検討に基づいて生息生育環境の整備を実施する

⑧景観（4. 2. 7、5. 2. 7）

⑨生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工（4. 2. 8、5. 2. 8）

- ・工事は下流から上流へ進めることを原則とする
- ・ミティゲーション効果を考えた工事の実施

3) 説明資料に使われている言葉の概念についての共通認識

- ・委員に対して：説明資料に使われている言葉の中で分かりにくいもの、委員会と認識のずれを感じたものがあったか。

例) ビオトープ、保全、修復、回復、再生 等

- ・河川管理者に対して：委員が挙げた言葉をどのような概念で使ったか

### (3) 水質班の論点

#### ①河川管理者への質問事項

- 1 . 河川整備計画はこれからの25年程度で実施すべき整備内容を想定するはずである。この25年程度とは、いわゆる環境の時代であり、施設の建設の時代が管理の時代へ移行する時代でもある。  
そこで、人の命や健康の安寧を第1とする環境管理の時代にあって、河川整備を物作り主体の事業として考えているのか？河川整備の中で河川管理体制の強化は想定していないのか？
- 2 . 河川管理を想定すると、水量・水位・水質が主要な要素となる。水位は生態系回復という意味で焦点が当てられているが、一方の水量と水質とを同程度の価値として管理する体制を構築する方向性はないのか？
- 3 . 河川で保持すべき水質目標<暫定的なものであれ>を設定し、管理する方向性は全く無いのか？
- 4 . 河川内で従来実施してきた浄化対策（葦帯、ワンド、流水保全水路などを含む）について、その効果を具体的に評価し、価値をB / Cなどで把握しているのか？
- 5 . 河川法に則り、悪水排除の事業所を立ち入り検査した実績はどの程度あるのか。その結果はどうであったか。
- 6 . 湖沼・ダムについて数多くの調査研究が実施され、データの蓄積がなされているが、汚染問題解決のために十分利用されているのか？
- 7 . 時代とともに、取り上げるべき管理対象水質は変化する。変化に追従できる体制をとらねばならない。

## ②水質関連の論点の整理

### 1. 現状認識と理念転換

- 1) 維持管理の時代における河川環境整備の方向性は自然再生化にある。
- 2) 具体的な自然環境の創造と管理に関する方向性が提示されねばならない。
- 3) 水質管理は琵琶湖から大阪湾まで一体で管理する必要がある。
- 4) 水質監視・管理には底質も含まれ、生息動植物と関連する。

### 2. 河川管理計画のあり方・整備内容

- 1) 河川管理者として、琵琶湖淀川で保持すべき目標水質の設定。
- 2) 自然浄化機能の増進と具体的対策の評価と効果の把握、それに基づく順序だった整備
- 3) 地域ごとに具体的な対策は異なるが、定量的な河川環境の把握とそれらの効果・意義の明確化
- 4) ダムなど貯水により生じている現象の把握と対策
- 5) リアルタイムな水位管理<水量管理に通じる>の構築
- 6) 水位変動に伴う断面形状変化と生育生物群の変化、洪水による変質の評価、これにともなる水質への影響把握
- 7) リアルタイムな水質管理の実施
- 8) 異常水質の監視と、警告・警報などの発令
- 9) 琵琶湖水質保全機構との役割分担
- 10) 道路からの雨水排水の負荷は本来道路を作った人の責任(PL)で対策が立てられるべきものである。どうしてその浄化が最下流の河川の役割となるのか。<都市計画区域外の話>
- 11) 統合的流域水質管理システムは、適時に警告や警報、あるいは利水者への利水制限などの助言をする機関として設置する。
- 12) 一般市民からの情報を収集し、公表できるシステム作りが要る。

#### (4) 利用班の論点

検討に当って、他の班、他の部会との連携をどうするか  
理念・考え方・将来のビジョンを現実とどうつないでいくのか

##### ①高水敷利用

- ・提言の理念「長期的にグラウンドなど堤内に戻していく」を実現していくための方策
- ・地方自治体、住民は将来の川をどう考えているのか。提言の理念を納得させるには。
- ・河川利用全体のあり方を決めていく仕組みをどうするか。

その中での河川利用委員会(仮称)のあり方・委員の人選・構成・・・当面は現状を出発点として、提言の理念への方向付け、スポーツ施設等縮小とつないでいくには  
・住民参加部会とどう連携するか(検討をお願いする事項、検討の参考にする事項など)

##### ②舟運

- ・現在進行中の内容に、どこまで関わるか(どこまで部会として意見を言うのか)

<河川管理者への質問等>

- ・現在検討中の事業内容等について説明頂く(前回部会にて管理者より提案有り)

##### ③漁業

- ・河川形状 横断方向、縦断方向の連続性、魚道、水質、水温、ダムの改善等については環境に記載されているが、さらに積極的に位置づけるのか
- ・自然環境班との連携をどうするか

<河川管理者への質問等>

- ・整備計画に漁業を位置づけることが可能か。(河川環境の回復・保全以外の事業内容は有り得るか)
- ・現在の河川管理者と漁業の関わりは

##### ④水域利用

- ・泳げる川・遊べる川・ボート・カヌーなどの利用  
泳げる水質への改善・・・水質Gと連携は  
泳ぎ遊べボート・カヌーが使える川：河川形状、区域・場所の設定、アプローチ
- ・水上バイクなど 利用規制区域の設定・・・淀川オートバイ関係問題連絡会の検討との関係は
- ・釣などの利用 規制・外来魚対策など

⑤水陸移行帯利用

・水陸移行帯

貴重な生態系保全のため水陸移行帯という区分を新しく設定する考えは必要ないか  
水陸移行帯については、説明資料では「環境」に「横断方向の河川形状の修復」としてあげられているがこれで十分か、今後の水陸移行帯の保全・管理方策は・・・自然環境班との連携は

< 河川管理者への質問等 >

・水陸移行帯をゾーンとして設定することは可能か

⑥堤外民地・不法占拠など

・ホームレス対策・違法行為対策・迷惑行為対策をどうとりあげるか

⑦砂利採取

・説明資料に未記載 検討中との説明あり 土砂移動については環境に記載されている

⑧諸権利

・高水敷の占有権の実態、今後の見なおし・方向付けは